

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月6日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第1号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(試験の告知)				(試験の告知)			
第11条 試験の告知は、 <u>県報その他適切な報道手段</u> により行わなければならない。				第11条 試験の告知は、 <u>インターネットの利用その他の適切な方法</u> により行わなければならない。			
別表第2（第9条の2－第10条の2関係）				別表第2（第9条の2－第10条の2関係）			
試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法	試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法
職員採用I種試験	一般行政A	[略]	[略] 専門試験 論文試験	職員採用I種試験	一般行政A	[略]	[略] 専門試験（ <u>一般行政Bを除く。</u> ） ） 論文試験（ <u>一般行政B、社会福祉B、心理B、農学B、畜産B、林学B、水産B、総合土木B、建築B、機械B、電気B及び環境化学・食品衛生B（以下「一般行政B等」という。）に限る。</u> ） ） [略]
	一般行政B		[略] 教養試験 論文試験 人物試験		一般行政B		
	社会福祉A	[略]	教養試験		社会福祉A	[略]	
	[略]		専門試験		[略]		
	[略]		論文試験 人物試験		[略]		
[略]				[略]			

職員採用Ⅲ種試験	一般事務A	[略]	教養試験 作文試験 [略]
	[略]		
	[略]		
	林業	[略]	教養試験
	[略]		専門試験 作文試験 人物試験
[略]			

[略]

別表第3 (第13条関係)

試験の種類	受験資格
職員採用Ⅰ種試験 (別表第2の職種区分の欄に掲げる一般行政B、社会福祉B、心理B、農学B、畜産B、林学B、水産B、総合土木B、建築B、機械B、電気B及び環境化学・食品衛生B (以下「一般行政B等」という。))を除く。)	[略]
職員採用Ⅰ種試験 (別表第2の職種区分の欄に掲げる一般行政B等に限る。)	試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上45歳未満の者であること。

職員採用Ⅲ種試験	一般事務A	[略]	教養試験 専門試験 (林業、総合土木、建築、機械及び電気 (以下「林業等」という。))に限る。) 作文試験 (林業等を除く。) [略]
	[略]		
	[略]		
	林業	[略]	
	[略]		
[略]			

[略]

別表第3 (第13条関係)

試験の種類	受験資格
職員採用Ⅰ種試験 (一般行政B等を除く。)	[略]
職員採用Ⅰ種試験 (一般行政B等に限る。)	試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上45歳未満の者又は21歳未満の者が大学を卒業した者、試験を実施する日の属する年度の末日までに卒業する見込みの者 (人事委員会が別に定める試験にあっては、当該年度の翌年度の末日までに卒業する見込みの者を含む。))若しくはこれらの者と同等の資格がある

			と人事委員会が認める者であること。
[略]		[略]	
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。